令和７年３月 19 日招集

令和７年第２回琴浦町議会定例会

【諸般の報告（追加報告）】

報告第６号　専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について（生涯学習センター空調設備改修その他工事）〕

報告第６号

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

１　建設工事請負変更契約の締結について

〔生涯学習センター空調設備改修その他工事〕

令和 ７ 年 ３ 月１９日　　提　出

琴　浦　町　長　　福　本　ま　り　子

専　決　処　分　書

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１８０条第１項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について

〔生涯学習センター空調設備改修その他工事〕

令和　７　年　３　月１０日

琴　浦　町　長　　福　本　ま　り　子

令和６年１０月２３日付の第１回変更契約で議決を得た、生涯学習センター空調設備改修その他工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第２回変更契約後
工　　事　　名：生涯学習センター空調設備改修その他工事
工 事 場 所：琴浦町大字徳万２６６番地５
工事完成期限：令和７年３月２５日
請 負 金 額：３６２，５１６，０００円
契 約 の 方 法：限定公募型指名競争入札
契　　約　　者：【氏名】生涯学習センター空調設備改修その他工事
足立水道設備・井木組・若松組　特定建設工事共同企業体
【代表者住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕１９８５番地１
【代表者氏名】株式会社　足立水道設備　代表取締役　池上　正浩
【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕２０００番地１
【構成員住所】株式会社　井木組　代表取締役　井木　敏晴
【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷５番地１
【構成員氏名】株式会社若松組　代表取締役　川瀬　光知夫

変更後	変更前
請 負 金 額　一金　３６２，５１６，０００円	請 負 金 額　一金　３５９，２８５，３００円

備考　変更部分は下線の部分である。
※３，２３０，７００円の増額

【増額の主な理由】
天井復旧費用の増、機械設備配管工の増、電気設備工事の増、総合調整費の追加